

東かがわ市 集会所整備事業



1. 集会所整備事業補助金

【新築・増築・改修】

- ①補助率：1 / 2
- ②補助金：上限700万円
- ③その他：事業費50万円未満は補助対象外です。
申請は1自治会につき3年に1回です。

【備品購入】

- ①補助率：1 / 2
- ②補助金：上限25万円
- ③その他：事業費10万円未満の場合、1種類の合計金額1万円未満の場合は補助対象外です。
申請は1集会所につき5年に1回です。
エアコン、ICT機器、照明器具等も申請可能です。

2. 集会所整備事業（宝くじ助成）補助金

- ①補助率：3 / 5
- ②補助金：上限2000万円
- ③その他：（一財）自治総合センターの宝くじ助成事業です。
申請には認可地縁団体の登録が必要です。

3. 集会所耐震診断補助金

- ①補助金：昭和56年5月以前着工（旧耐震基準）の集会所の耐震診断に対して、11万3千円を上限し、補助対象経費から2千円を減じた額を補助します。
- ②その他：耐震診断は、建築士の資格を有し、県が指定する技術講習会を受講した耐震技術に詳しい建築士に依頼してください。



担当課：東かがわ市危機管理課
TEL：0879-26-1235
FAX：0879-26-1320